# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
3	身体障害者手帳の交付に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日田市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県日田市長

#### 公表日

令和7年6月30日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務			
②事務の概要	身体障害者福祉法により、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助と必要な保護を実施するよう努める。 日田市では、大分県との連携により、身体障害者手帳の交付に関する事務を行う。 日田市は、身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、事実についての審査、応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理、事実についての審査、応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務			
③システムの名称	1. 総合福祉WEL+ 2. 団体内統合利用番号連携サーバ 3. 中間サーバ			
2. 特定個人情報ファイル	名			
(1) 身体障害者手帳情報ファイ	()L			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	·番号法第9条第1項 別表 20の項			
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢>			
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) ・14、16、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項(第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に障害者関係情報が含まれる項) (情報照会の根拠) ・照会なし			
5. 評価実施機関における				
①部署	福祉保健部福祉支援課			
②所属長の役職名	福祉支援課長			

6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	総務企画部総務課3日以内	]窓口 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8233 mail:koukai@city.hita.lg.jp			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	福祉保健部福祉支援課	〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8290 mail:syakaifukusi@city.hita.lg.jp			
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ	[ ]適用した			
適用した理由					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か			17年6月30日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年6月30日 時点				
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[ 基礎	項目評価書	]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施されている。	施機関については、それ	れぞれ重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク	ク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワーク	システムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0 ]	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	<b>ルワークシステムを</b>	通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分であ	<b>న</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・2	<mark>肖去</mark>
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>
判断の根拠	特定個人情報の取扱いについては、情報連携の照会事務やシステム入力の際、マイナンバーと基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)の確認を徹底している。また、本人情報が記載された申請書の保管や廃棄については複数人での確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対しては、リスク対策として、毎年マイナンバー制度に関するe-ラーニングの研修を受講する他、情報セキュリティーに関しても確認するようにしている。
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 [ ]外部監査
10. 従業者に対する教育・	B.
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が漏えいすることのないよう、特定個人情報が記載された申請書等については、事務所 外に出さないように徹底するとともに、施錠できるキャビネットへの保管をしている。

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	新様式への移行				